

日時：11月27日（金）PM1：30 ＜庁議室＞

【協議事項】

1 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について 教育部長

【連絡事項】

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 太田市と日本生命保険相互会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定締結について | 企画部長 |
| 2 | タブレット端末導入による庁議及び各種会議に係る事務の効率化について | 企画部長 |
| 3 | 庁達について | 企画部長 |
| 4 | 太田市地域防災計画等の改訂について（中間報告） | 総務部長 |
| 5 | 令和3年度（令和2年分）市・県民税申告及び所得税の確定申告について | 総務部長 |
| 6 | 1%まちづくり事業令和3年度事業の募集及びまちづくり会議委員募集について | 市民生活部長 |
| 7 | 令和2年度太田市社会福祉大会開催について | 福祉こども部長 |
| 8 | 第10回太田市景観賞の選考結果の報告及び表彰式の開催について | 都市政策部長 |

【その他】

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 0276-20-7080

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年11月17日	20,301円 (124,025円)	2割	令和2年9月4日、太田市高林東町1709番地2付近の市道において、職員が公用車を西進させていたところ、当該市道南側に接道する店舗駐車場から出場してきた、相手方が所有し、運転する乗用車と接触したことにより、当該公用車の左後方部分及び当該乗用車の左前方部分が損傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 損保ジャパン日本興亜株式会社の一般自動車保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和2年12月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 ダイヤル 0276-20-7080

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

太田市と日本生命保険相互会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定締結について

本協定は、太田市と日本生命保険相互会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進することを目的に包括連携協定を締結した。

1. 協定名称 太田市と日本生命保険相互会社との包括連携協定
太田市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定

2. 協定相手 日本生命保険相互会社 太田支社
支社長 阿部 真也
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
北関東地域担当常務執行役員 金田 実

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 児童・青少年育成・教育に関すること
- (3) 高齢者支援に関すること
- (4) スポーツの振興に関すること
- (5) 産業振興・中小企業支援に関すること
- (6) シティプロモーションに関すること
- (7) 市政情報の発信に関すること
- (8) ダイバーシティ推進に関すること
- (9) 災害等における地域支援に関すること
- (10) 学生インターンシップの受け入れ及び受け入れ支援に関すること
- (11) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた施策の推進に関すること

4. 協定締結日 令和2年11月24日（火）

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2200

【 表 題 】

タブレット端末導入による庁議及び各種会議に係る事務の効率化について

【 目 的 】

紙媒体資料の削減や事務の効率化を目的として、庁議及び各種会議資料等を電子化し、タブレット端末を活用した文書共有システムを導入します。このことにより、効率的で迅速な会議運営の実現を図るものです。

【 概 要 】

- 1 導入による効果
 - (1) 経費の削減（用紙代、印刷代及び作業人件費等の削減）
 - (2) 業務及び会議の効率化（資料訂正等の合理化）
 - (3) 環境保護（紙を使用しないことによるCO₂の削減）
 - (4) 情報伝達の迅速化（非常時等における対応の迅速化）
 - (5) 時間の有効活用（Web会議開催による移動時間の削減）
- 2 導入予定の会議 庁議及びタブレット端末を効果的に利用できる会議
- 3 使用予定者 庁議構成員、議会参与及び担当職員
（市長がタブレット端末を貸与する職員として指定する者）
- 4 導入日時 令和2年12月28日開催の庁議から運用開始
- 5 システムの概要
 - ・タブレット端末 iPad Pro (Wi-Fi+Cellularモデル)
 - ・文書共有システム SideBooksクラウド本棚
- 6 研 修 会
 - (1) 日 時 令和2年12月18日（金）午後1時30分から午後4時まで
 - (2) 会 場 本庁舎3階 大会議室
 - (3) 内 容
 - ・タブレット端末の基本操作について（30分程度）
 - ・SideBooksクラウド本棚の基本操作について（2時間程度）
 - (4) 対象者 庁議構成員、議会参与及び担当職員
（ただし、市長、副市長及び教育長を除く）
- 7 今後の予定
 - ・庁議においては、令和3年1月まで紙資料との併用期間とします。
 - ・その他各種会議は、個別に調整を行います。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2292 47-1892 ダイヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 3. その他（12月1日以降） 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線2200

【表題】

序達について

【目的】

年末年始を迎えるにあたり、職員に全体の奉仕者としての自覚を促し、綱紀肅正及び服務規律の確保を図るため訓達を発するものです。

【概要】

1 庁達の内容

- (1) 服務規律を確保すること
- (2) 交通法規遵守（飲酒運転の禁止）及び交通事故防止のこと
- (3) 公金等の管理に万全を期すること
- (4) 健康管理に努めること

2 庁達文

裏面のとおり

3 示達日

令和2年12月1日

4 周知方法

1 2月1日にメール責任者宛に庁達を送付し、所属長から直接口頭にて職員に周知する。

【備考】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

* 問い合わせ先 総務部 災害対策課 災害対策係 内線3452 47-1916ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 2300

【表題】

令和3年度（令和2年分）市・県民税申告及び所得税の確定申告について

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、e-Tax（イータックス）・郵送による申告を強く推進するとともに、市が開催する会場について集約等による対策を図るものです。

【概要】

- 1 e-Taxや郵送による申告の推進と来場者の分散化
 - (1) 所得税確定申告 ・ e-Tax、郵送についての周知と働きかけ
・ 還付申告（最長5年間可能）は確定申告期間以外にとのお願い
 - (2) 市・県民税申告 ・ 市HPに申告書作成支援システムの新規導入、郵送提出の働きかけ
- 2 会場の集約等（今回の変更点）
 - (1) 尾島庁舎・藪塚本町庁舎分の日程（去年は各4日半開催）を新田庁舎会場に集約して実施（3会場→1会場。集約による感染防止対策強化として席数減少、検温・消毒・間隔維持等を実施／会場間の引越し1日分を増）
 - (2) イオンモール太田会場内に例年設置していた市・県民税申告コーナーを設置せず、所得税の確定申告のみの会場とします。（職員を通じた感染拡大を回避）

3 市が開催する申告会場 (土日祝日を除く)

会場	期間（令和3年）	備考
本庁舎 2階ラウンジ	1月28日（木）～2月9日（火）	市・県民税申告のみ
新田庁舎 2階大会議室	2月15日（月）～3月12日（金）	市・県民税申告 確定申告（e-Tax・郵送での申告が困難な方）

(参考) 館林税務署が市内で開催する確定申告会場 (土日祝日を除く)

イオンモール太田 2階イオンホール	2月1日(月)～2月15日(月)	還付申告のみ(今回限り)
	2月16日(火)～3月15日(月)	確定申告(還付申告を含む)

・例年と同様に、会場ごとに受付できない確定申告（土地・株式等の譲渡所得ほか）あり。

4 周知予定

市広報、市会場来場者(過去2年)へ通知、HP、チラシ等

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 市民税一係 内線 2 3 5 3 47-1932 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400



【表題】

1%まちづくり事業令和3年度事業の募集及びまちづくり会議委員募集について

【目的】

１％まちづくり事業は、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティをより活性化させようとするものであります。令和３年度事業について地域、各種団体から広く事業募集を行うとともに、まちづくり会議第８期委員の任期が今年度末で終了するため、次年度からの第９期委員の募集を行うものです。

【概要 1】令和3年度事業募集

1. 募集期間 第1次募集 令和3年1月18日(月)～2月24日(水)まで
※4月以降は12月まで毎月募集を行います。
広報おおた及び市ホームページに掲載予定
2. 対象事業 地域を活性化させる事業・地域内の交流が図られる事業など。

【概要 2】まちづくり会議委員募集

- | | |
|---------|--|
| 1. 任 期 | 令和3年4月から令和5年3月末日 |
| 2. 活動内容 | 1%まちづくり事業の審査・検証、運営方法の審議など |
| 3. 対 象 | 市内に在住する18歳以上の人（市職員を除く） |
| 4. 募集人数 | 公募委員10人程度（ほかに団体推薦委員4人程度を予定）
※応募者多数の場合は抽選により決定 |
| 5. 報 酬 | 無報酬 |
| 6. 募集期間 | 令和2年1月18日（月）から2月26日（金） |
| 7. 申し込み | 応募用紙に記入し、郵送、ファックス、Eメールまたは直接地域総務課 |
| 8. 周知方法 | 広報おおた及び市ホームページに掲載予定 |

【備考】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係
内線3612 47—1923ﾀﾞｲヤリン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 2500

【 表 題 】

令和2年度太田市社会福祉大会開催について

【 目 的 】

多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表するため開催致します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施する予定です。

【 概 要 】

1. 日 時 令和3年1月28日（木）午前10時30分～午前11時30分
2. 場 所 太田市民会館 スタジオ
3. 主 催 太田市・太田市社会福祉協議会
4. 参加者 表彰者 50名程度
主催者5名（市長、社協会長、市議会副議長、区長会長、民協会長）
来賓1名（市議会議長）
5. 内 容 表彰状及び感謝状の贈呈（代表受領）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 太田市社会福祉協議会 企画総務係 46-6208 ダイヤルイン

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

【表題】

第10回太田市景観賞の選考結果の報告及び表彰式の開催について

【目的】

市の良好な景観づくりに貢献していると認められる市民、事業者、団体等を表彰することで、市の魅力ある景観の保全・形成に対する市民意識の向上を目指します。

【 概 要 】

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 募集期間 | 令和2年8月3日（月）から9月30日（水）まで |
| 2 | 応募件数 | 12件 |
| 3 | 選考結果 | 大賞1件、賞2件 |

大賞 「ヴァンダラスト」 【有限会社マイピア 代表取締役 大村^{でん}田】（西本町）

賞 「景觀保持活動」 【和田 林三】

＜景観ボランティアとしての活動実績を評価＞

賞 「マグノリア コーヒーロースターズ」【代表 富岡 恒久】（八幡町）



ヴァンダラスト



マグノリア コーヒーロースターズ

4 表彰式

日 時 令和3年1月28日(木) 午後2時から

会 場 太田市役所 庁議室

5 備考

例年表彰式と同日に景観講演会を開催していましたが、本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施しません。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 都市計画課 景観係 内線2815 47-1839ダイヤル